

## 議案第3号

東広島市児童青少年センター設置及び管理条例施行規則の一部改正について

東広島市児童青少年センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和3年1月28日提出

東広島市教育委員会  
教育長 津 森 毅

### 1 提案理由

令和3年4月1日から東広島市児童青少年センターの開館時間を変更するとともに、東広島市第2児童青少年センターの開館時間及び休館日を規定するため、この議案を提出するものである。

### 2 改正案

別紙のとおり。

### 3 施行期日

令和3年4月1日

### 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）  
第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市児童青少年センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

東広島市教育委員会  
教育長 津 森 毅

東広島市児童青少年センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

東広島市児童青少年センター設置及び管理条例施行規則（平成13年東広島市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「条例」という。」を削る。

第2条中「東広島市児童青少年センター（以下「児童青少年センター」という。）」を「児童青少年センター」に、「午前8時30分から午後9時30分まで」を「東広島市児童青少年センターにあっては午前10時30分から午後8時までとし、東広島市第2児童青少年センターにあっては午後3時から午後9時まで」に改め、同条ただし書中「所長」を「東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第3条ただし書中「所長」を「教育委員会」に改め、同条第1号中「以下」の右に「この条において」を、「でない日」の右に「。以下この号において同じ。）」（東広島市第2児童青少年センターにあっては、日曜日及び月曜日）を加え、同条第3号を次のように改める。

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

第4条第2項中「（以下「使用日」という。）」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

